

年金相談日
希望される方は事前予約が必要です。
日時 11月13日 10時～15時
場所 千寿苑
申込 熊本東年金事務所
☎096-1367-2503
【音声案内①②を押し、山都町年金相談予約とお申し出ください】
問合せ 健康ほけん課 ☎72-1295

傷病手当金の申請期間が延長されます。

国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症が疑われる場合にあって、療養のため業務に服することができないとき、次の内容に該当される場合に傷病手当金の申請ができます。
申請書は山都町のホームページに掲載しています。郵送による申請をご利用ください。
対象者 給与収入等があり、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため就労できなかった被保険者。
支給対象となる日数 業務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から業務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
支給対象期間 (旧) 9月30日まで (新) 12月31日まで
申請書の送付先・問合せ

山都町役場健康ほけん課国保年金係
〒861-13592 山都町浜町6
☎72-1295

熊本県新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金

雇用調整助成金などを活用し、雇用の維持に取り組んでおられる事業主さまへ熊本県から奨励金を支給します。
支給対象 令和2年4月1日以降の緊急対応期間中において、新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を実施したことにより熊本労働局から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を受給した県内事業主のうち、つぎの①または②を満たすもの
①中小企業主(個人事業主含む)であること
②資本金の額又は出資の総額が10億円未満である又はそれらが定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000名以下であるもの
支給額 10万円
申請方法 次の書類を添付のうえ郵送で提出
①申請書および誓約書 熊本県HPからダウンロード
②雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し(両面)
③熊本労働局からの通知に限る
※申請者名義の振込先口座の内容が確認できる書類
④通帳表紙と口座名義(カナ)、口座番号、預金種目等が記載されたページの写し
問合せ 山都町役場健康ほけん課国保年金係



総合防災訓練を実施します！

地域の防災体制の確立や町民全体の防災意識を高めることを目的として、総合防災訓練を実施します。町民の皆さま、関係機関の皆さまのご協力とご参加をよろしくお願いいたします。
防災訓練強化期間 10月24日～11月29日
総合訓練実施日 11月8日
各自主防災組織の計画に沿って安否確認・避難訓練を実施予定です。

秋季全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季となりました。家庭や職場、地域ぐるみで火の用心を心がけましょう！
実施期間 11月9日～11月15日
防火標語 『その火事を 防ごあなたに金メダル』
住宅防火 いのちを守る7つのポイント！ 3つの習慣・4つの対策
3つの習慣
・寝たばこは、絶対やめる。
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
4つの対策
・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
・お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

○対象となる方(対象者にはお知らせが届きます)

老齢基礎年金を受給している方(下記の要件に全て該当する方) <input type="checkbox"/> 65歳以上である <input type="checkbox"/> 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている <input type="checkbox"/> 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である	または	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(下記要件に該当する方) <input type="checkbox"/> 前年の所得額が約462万円以下であること
---	-----	--

○請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受け取られる方・・・お知らせに同封されているハガキに必要事項を記入し、提出する
※令和3年2月1日までに請求手続きを完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができますが、令和3年2月1日を超えると、令和3年3月分からの受取となります。手続きはお早めに！
- ②令和2年10月以降に年金受給を始める方・・・年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きを行ってください。

○不審な電話や案内にご注意を！！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。
問合せ ・年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
『ねんきんダイヤル』 0570-05-1165 (ナビダイヤル)
・山都町役場健康ほけん課国保年金係 ☎72-1295



年金給付金 検索

本県浄化槽協会の定期検査が免除されます。
なお、休止した浄化槽を再び使用する場合は、必ず町と清掃・保守点検業者にご連絡ください。
問合せ 環境水道課 ☎72-4002

町営住宅の入居者を募集しています

空室の入居促進を図るため月締めで入居者の募集を付けております。募集住宅や募集手続き等の詳細は町ホームページ又は役場建設課までお尋ねください。
受付期間 10月1日～10月31日まで
受付時間 午前8時半～午後5時まで (土・日・祝祭日は除く)
問合せ・申込 建設課 ☎72-1145

阿蘇南郷檜の見本林を募集します！

阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会では、阿蘇南郷檜の森づくりの見本となる山林を募集します。見本林として選定された山林には、目標となる施業方法、木材利用方法、森づくりの名称など森林所有者とデザインした案内板を設置し、森林教育や林業技術伝承の森として目標となる山林を認定します。自薦、他薦にて多くの山林情報を教えてください！
募集対象山林
1 阿蘇地域管内(阿蘇市、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、西原村)のナンゴウヒ林であること。
※スギとの混交林を含む
2 林齢は20年生以上の山林であること。 ※枝打ち高3～4m以上、除間

長期間浄化槽を使用しない場合は届け出を

浄化槽法が改正され、長期間使用しない浄化槽については、決められた内容の清掃を行ったうえで、町に「浄化槽の使用の休止の届出」を行うことにより、浄化槽の清掃、保守点検及び熊

固定資産の現況に変化があったら届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。資産の現況に変更があったら、税務住民課に印鑑をご持参のうえ、お早めに届出をお願いします。 ※届出がないと取壊しや手放した場合でも、翌年度も課税されます。
届出が必要な場合の例
○新築・増築をしたとき
○一部や全部を取り壊したとき
○土地の利用方法が変わり、地目が変わったとき など
問合せ 税務住民課 ☎72-1128